「みなし大企業」の確認について

中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）の目的である「中小企業者等による諸外国での戦略的な産業財産権の取得に向けた外国出願を促進すること」を鑑みれば、中小企業であっても大企業（※）が実質的に経営に参画していると考えられる場合（いわゆる「みなし大企業」）については、支援対象とすべき理由が乏しいため、他の中小企業向け補助金と同様に、支援対象外となります。

以上のことから、「みなし大企業」の確認の必要が生じましたので、下記項目についてご回答くださいますようお願いいたします。

（住所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（社名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

■みなし大企業についてご回答ください。

１．みなし大企業である

はい　　いいえ

※みなし大企業の定義

①発行済株式の総数又は出資価額の２分の１以上が、同一の大企業の所有に属している中小企業者

②発行済株式の総数又は出資価額の３分の２以上が、複数の大企業の所有に属している中小企業者

③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者

④資本金又は出資の総額が５億円以上の法人に直接又は間接に１００％の株式を保有される中小企業者等

⑤間接補助金申請時において、確定している（申告済みの）直近過去３年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が１５億円を超える中小企業者等

１で「はい」とご回答いただいた方のみ２以降の質問にお答えください。

２．みなし大企業の定義でいうと①～③のどれに該当するかご回答ください。

（該当の番号に○をつけてください）

①　　②　　③

３．定義の中に該当する大企業名を記載ください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

なお、今後「みなし大企業」となった場合、又は「みなし大企業」ではなくなった場合は、（公財）奈良県地域産業振興センター　事業化推進課　新事業創出支援係（0742-36-8312）までご連絡くださいますようお願いいたします。